

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 9 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町表彰条例に基づく被表彰者名簿

(順不同・敬称略)

《功労表彰》

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
加 藤 公 二	81歳	平成17年から令和3年までの16年の永きにわたり洞爺湖町自治会連合会役員として、自治会連合会の運営及び地域振興活動に積極的に参画され、連合会会員相互の融和に努められるなど、地域自治、地域福祉の振興発展に貢献されており、その功績は顕著である。	【対象公職等】 洞爺湖町自治会連合会理事 平17.5～平18.5 洞爺湖町自治会連合会監事 平18.5～令3.5 本町2区自治会長 平7.4～令2.3 洞爺湖町民生委員 平12.12～平28.11 洞爺湖町上下水道事業運営審議会委員 平29.4～令3.3 洞爺湖町社会福祉協議会評議員選任解任委員会委員 平29.3～令3.6 【表彰歴】 平5 貢献表彰（献血） 平18 貢献表彰（自治会）
石 川 須美子	63歳	平成4年から令和4年までの30年余の永きにわたり、洞爺地区の歯科診療所の歯科医師及び学校歯科医として、歯科健康診査などの各種保健事業に参画され、地域の保健衛生の向上及び児童生徒の健全育成に多大なる貢献をされた。	【対象公職等】 洞爺湖町学校歯科医 平4.4～令4.3 国民健康保険運営協議会委員 平5.5～平18.3 【表彰歴】 平18 貢献賞（学校歯科医）
真 屋 敏 春	73歳	洞爺湖町長として3期12年の永きにわたり、町長という重責を担い、町政の執行と地方自治の伸展に多大なる貢献をされた。 特に、町財政の再建、洞爺湖有珠山ユネスコ世界ジオパークの活動推進と入江貝塚・高砂貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産の登録を実現し、地域資源を生かしたまちづくりに取り組まれた功績は顕著である。	【対象公職等】 洞爺湖町職員 昭45.4～平20.5 洞爺湖町教育委員会教育長 平20.5～平22.2 洞爺湖町長 平22.4～令4.4
小 林 忍	69歳	平成2年から令和4年までの通算18年余の永きにわたり農業委員会委員として、農地関係法の適正な事務並びに農地の利用調整及び最適化の推進や地域農業の振興に努められ、地域農業の向上と発展に多大なる貢献をされた。	【対象公職等】 虻田町農業委員会委員 平2.7～平15.1 洞爺湖町農業委員会委員 平28.4～令4.3

氏 名	年齢	功 績 等 の 概 要	備 考
原 田 尚 一	61歳	平成17年から令和4年まで通算16年間余の永きにわたり農業委員会委員として、農地関係法の適正な事務並びに農地の利用調整及び最適化の推進や地域農業の振興に努められ、地域農業の向上と発展に多大なる貢献をされた。	【対象公職等】 洞爺村農業委員会委員 平17.7～平19.3 洞爺湖町農業委員会委員 平19.3～令4.3

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 略 イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされ</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) (3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4</u>の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳</u>に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 略 イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、このイ及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしてい</u>

<u>た日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> <u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第</u>	<u>る非常勤職員に限る。)</u> <u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同</u>
--	--

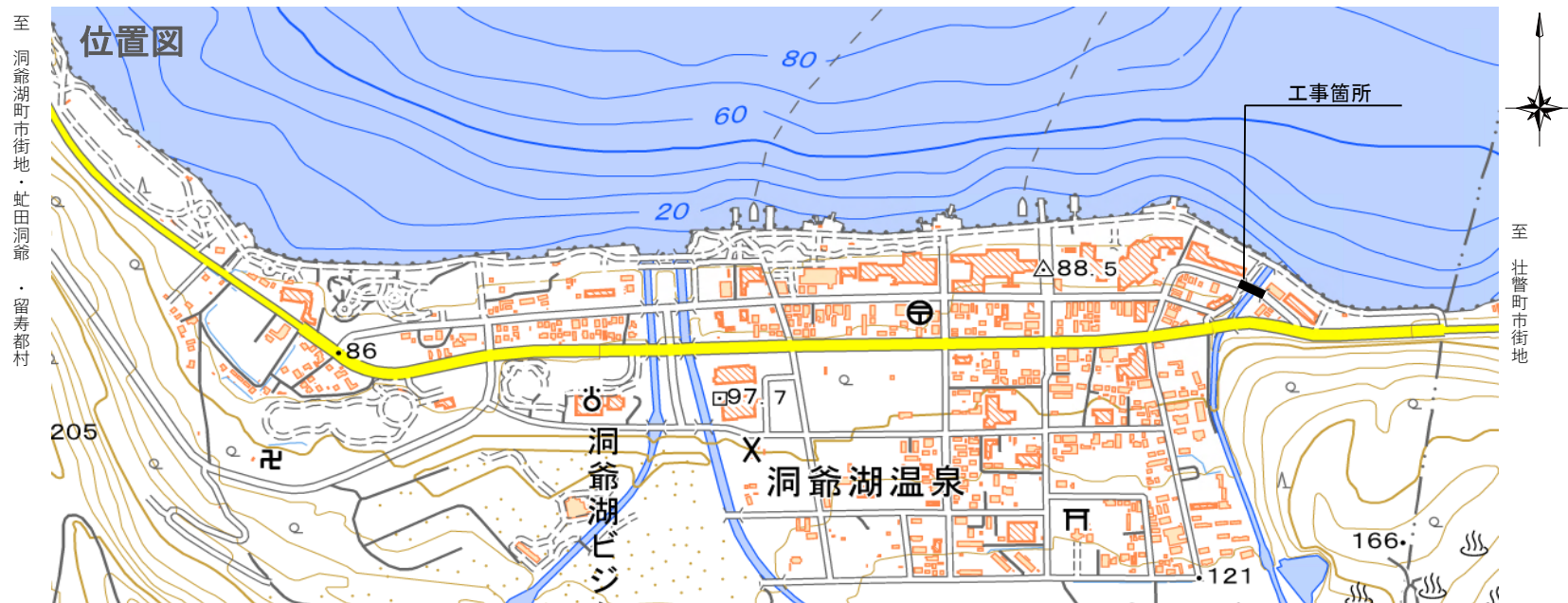
<u>7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</u> <u>当該子の1歳6か月到達日</u> <u>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> <u>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u> <u>ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継</u>	<u>号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> <u>当該子の1歳6か月到達日</u> <u>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u> <u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u>
---	---

<u>継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u> <u>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u> （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</u> <u>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> <u>(2)及び(3)</u>	（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> <u>(1)及び(2)</u>
---	--

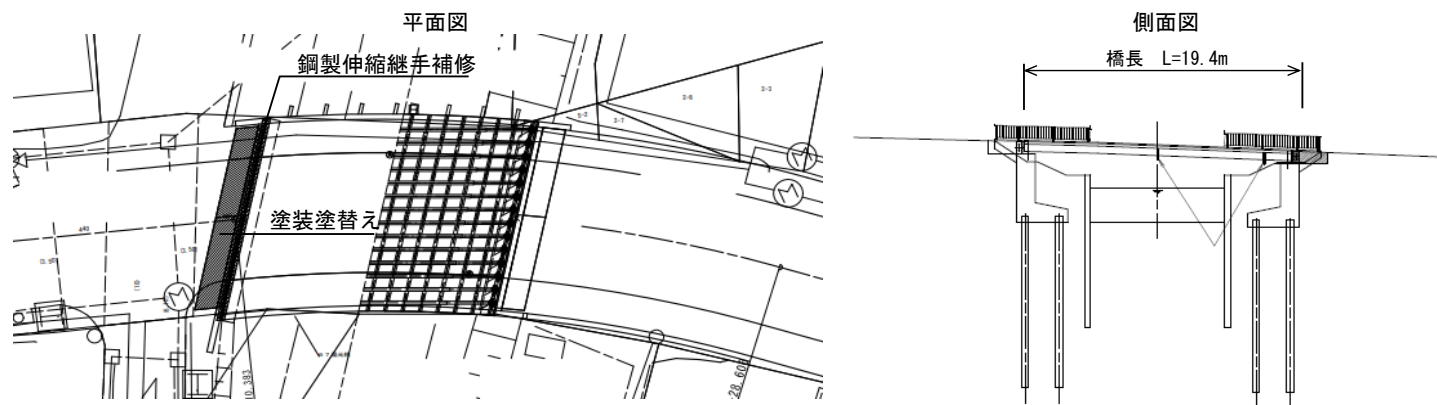
<u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) 略 <u>(5)及び(6)</u> <u>(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよ</u>	<u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> 第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u> <u>(6)及び(7)</u> <u>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u>
---	---

うとすること。 <u>（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</u> <u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 (7) 略	（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 (7) 略
--	---

湯元橋修繕工事



橋梁補修一般図



洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場他の建設工事委託(令和4年度～令和5年度)

虻田下水終末処理場

機械設備:ろ布洗浄水ポンプ・濃縮汚泥掻き寄せ機・No. 1分配可動堰・脱臭ファン・床排水ポンプ・空気管更新
電気設備:負荷設備・計測設備・監視制御設備更新

【当初】
令和4年度事業費 70,000千円
令和5年度事業費 136,000千円

【変更】
令和4年度事業費 70,000千円
令和5年度事業費 152,000千円
(増 16,000千円)

濃縮汚泥掻き寄せ機
機器費 市場見積価格の上昇による増

とうやクリーナップセンター

機械設備:スクリーンかす設備・汚泥掻き寄せ機更新
電気設備:計測設備更新

(小公園マンホールポンプ所)
機械設備:破碎機(撤去)

【当初】
令和4年度事業費 16,000千円
令和5年度事業費 56,000千円

【変更】
令和4年度事業費 16,000千円
令和5年度事業費 87,400千円
(増 31,400千円)

汚泥掻き寄せ機
機器費・労務単価 市場見積価格の上昇による増

虻田中継ポンプ場

機械設備:スクリーンかす設備更新
電気設備:ミニUPS・監視制御設備更新

【当初】
令和4年度事業費 1,000千円
令和5年度事業費 6,000千円

【変更】
令和4年度事業費 1,000千円
令和5年度事業費 62,000千円
(増 56,000千円)
監視制御設備
電子機器部品の製造・調達価格の急騰による増
スクリーンかす設備
市場見積価格の上昇及び仮設の見直しによる増

年度別合計金額

【当初】
令和4年度事業費 100,000千円
令和5年度事業費 262,000千円

【変更】
令和4年度事業費 100,000千円
令和5年度事業費 401,400千円
(増 139,400千円)

洞爺湖温泉ポンプ場

機械設備:スクリーンかす設備更新
電気設備:受変電設備・ミニUPS更新

【当初】
令和4年度事業費 13,000千円
令和5年度事業費 64,000千円

【変更】
令和4年度事業費 13,000千円
令和5年度事業費 100,000千円
(増 36,000千円)
スクリーンかす設備
機器費 市場見積価格の上昇による増

令和4年度工事範囲
令和5年度工事範囲